

さっぽろ雪めぐり回廊 2016 企画運営業務

公募型企画競争 提案説明書

平成 27 年 9 月

札幌市国内観光プロモーション実行委員会

## 1 業務名

さっぽろ雪めぐり回廊 2016 企画運営業務

## 2 背景及び目的

札幌市国内観光プロモーション実行委員会（以下「実行委員会」という。）では、平成 23 年度以降、雪まつり期間中に札幌駅前通地下歩行空間（以下「地下歩行空間」という。）を利用し、「さっぽろ雪めぐり回廊」を実施している。雪めぐり回廊では、市民、観光客に対し、札幌・北海道の冬の観光等の魅力を広く発信するとともに、雪まつり会場の玄関口に相応しいおもてなし空間を充実させることを目的に、地下歩行空間の統一したイメージによる装飾、観光事業者等による情報発信ブースの設置などを行っている。

本業務は、平成 28 年 2 月に開催される雪まつり期間中に併せ、実行委員会が行う「さっぽろ雪めぐり回廊 2016」の企画運営業務を行うものである。

## 3 契約概要

### (1) 契約方法

公募型企画競争により選定された委託候補業者との随意契約

### (2) 公開日

平成 27 年 9 月 8 日（火）

### (3) 履行期間

契約締結日から平成 28 年 3 月 31 日まで

## 4 さっぽろ雪めぐり回廊 2016 の概要

### (1) 会場

札幌駅前通地下歩行空間を会場とする。なお、会場として利用できるスペースについては、別添会場図を参照することとし、全てのスペースを使用すること。

### (2) 会期

平成 28 年 2 月 4 日（木）から 2 月 11 日（木・祝日）の 8 日間とする（設営日は別途設ける）。

※地下歩行空間の利用は 1 月 31 日（日）夜より利用可能であるため、設営期間の短縮により、会期の始期を早めることは可能（希望する場合は、提案内容に含めること）

### (3) 開催時間（予定）

10 時～19 時（最終日 11 日は 17 時まで）

## 5 業務の内容及び留意事項

### (1) 出展者の募集・調整

出展者については、「観光」に関連するもの（20 ブース程度）に限るものとし、出展者の募集及び調整については、原則として受託者が実施すること。なお、前年度の出展者からの出展希望のうち会場のコンセプトに合致する出展者については、できる限り配慮をおこなうこと。

また、出展料の設定においては、会場使用料、ブースの設置、運営、調整にかかる費用を元に、社会通念上著しく高額とならないよう配慮すること及び札幌市からの出展については、会場使用

料相当額を出展料から減額すること（7ブース程度）。

なお、出展者の決定にあたっては、必ず実行委員会と事前協議を行うこと。また、次のア～カに該当する企業・団体等については、出展を認めないものとする。

ア 暴力団等、暴力団の構成員等又は暴力団と密接な関係があるもの

イ 消費者金融業

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で風俗営業と規定されている業種及び風俗営業類似の業種

エ 法令等で認められていない業種・商法・商品にかかるもの

オ 政治、宗教団体

カ その他公序良俗に反するもの又は恐れがあるもの

(2) 出展者事前説明会の開催

出展者決定後に事前説明会を開催すること。

(3) 広報活動

企画提案の内容に基づき実施すること。

(4) 会場内に設置する本部の運営

会期中は会場内に運営本部を設け、スタッフを常駐させること。運営本部では、来場者への案内業務を行うほか、出展者との連絡調整、物品庫のカギの管理等を行うこと。

(5) 運営本部、会場内装飾、出展者ブースの設置、撤去

運営本部、出展者ブースの設置・撤去を行うこと。

また、会場の統一感を演出するため、柱巻き（受託者作成・4,000mm幅・158本）、バナー（受託者作成・30枚両面印刷）を設置すること（バナーについては、実行委員会作成のバナーを利用することも可能）。

※設営・撤去・搬出入は下記のとおり実施すること

ア 設営

平成28年1月31日（日）夜から2月3日（水）までの間に行うこと。なお、柱巻き、バナーの設置等については、実行委員会が指定した日の夜間又は深夜に設置作業を行うこと。

イ 撤去

平成28年2月11日（木・祝日）17時以降に行い、当日中に撤去を完了させること。

ウ 搬出入

接続ビル内や地下鉄コンコースを使った搬入・搬出は不可。エレベーターを利用する場合、あおぞら銀行前エレベーター以外の利用は不可

(6) 会場内北2条広場（東側）へのサッポロスマイルブース（仮称）の設置・運営

北2条広場（東）には、札幌のシティPRを行うためのサッポロスマイルブース（仮称）を設置すること。本ブースにおいては、実行委員会が選定する協賛事業者が運営を行う記念撮影コーナーを中心に、市民と観光客双方が楽しめる仕掛けづくりを行うこと。装飾については、往来する観光客、市民に対しサッポロスマイルロゴ及び「笑顔になれる街」というコンセプトを伝えることができるよう工夫すること。なお、撮影に係る機材以外に必要な機材の準備、ブース設営及び運営スタッフについては、受託者が手配すること。

※サッポロスマイルのコンセプトについては、下記ホームページを参照

<http://www.sapporosmile.com/>

※参考 昨年のブースレイアウト図（別添）

(7) 会場警備

設営期間及び開催時間外〔19:00～24:30 及び 5:45～10:00〕は、個別警備又は巡回警備が必要となるため、受託者の負担により、警備員を配置すること。なお、必要となる警備員数は出展内容により異なるため、出展内容決定後に個別協議するものとする。

(8) 収益管理

企画運営業務を行うに当たっては、企画運営費用、出展料及びその他の収入を収入とし、会場使用料、企画運営業務に要する経費を支出として、他の会計と区分して経理すること。

(9) 事業報告

事業終了後、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、札幌市の指定する日までに札幌市に提出し、その承認を得ること。

ア 企画運営業務の実施状況

イ 企画運営業務に係る収支決算

ウ その他札幌市が必要と認める事項

(10) 留意事項

ア 会場運営経費

賠償責任保険など雪めぐり回廊全体に関わる経費については、実行委員会が負担する。地下歩行空間の会場使用料（2,044,200円）、広報活動、会場の装飾、運営本部・各ブースの設営、撤去、運営本部・サッポロスマイルブースの運営に要する費用及び警備費用については、受託者の負担とする。

実行委員会からの委託料を超える経費については、受託者が募集する協賛金及び出展者からの出展料等をもって経費に充てること。

イ 関係機関への許認可手続き

地下歩行空間利用に伴う道路使用許可及び道路占用許可手続きについては、実行委員会で行う。ブースの内容により発生するその他の許認可手続きについては、受託者又は出展者が行うこと。

ウ 修繕費等の負担

受託者の管理瑕疵に基づく会場内の物件の損傷に伴う修繕等は、受託者の負担で行うこと。

エ 物品の調達及び帰属

企画運営業務を行うにあたって、受託者が必要とする物品については、受託者の負担で調達し、企画運営業務の用に供することができる。また、これにより調達した物品の所有権は受託者に帰属する。

カ 報告・調査・指示

実行委員会は、企画運営業務の適正を期するため、受託者に対して、企画運営業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

キ 事故発生の報告等

受託者は、企画運営業務を行うにあたって事故が発生したときは、必要な措置を講ずるとともに、その状況を速やかに実行委員会に報告し、実行委員会の指示を受けなければならない。

#### ク 帳簿等の整備保管

受託者は、次に掲げる帳簿等を常に整備し、これらを5年間保管しなければならない。

- ・ 事業日誌
- ・ 事業計画書及び事業報告書
- ・ 収支予算及び収支決算に関する書類
- ・ 金銭の出納に関する帳簿
- ・ 物品の受払に関する帳簿
- ・ その他実行委員会が必要と認める書類

#### ケ 原状回復

受託者は、事業が終了したとき、又は契約の解除もしくは企画運営業務の一部又は全部の停止を命じられたときは、速やかに会場を原状に回復しなければならない。ただし、実行委員会が特に認めた場合は、この限りでない。

#### コ 準備行為

受託者は、企画運営業務の遂行に必要な資格その他の能力を有する人材を確保し、必要な研修等を行い、企画運営業務の遂行に必要な一切の準備を行うこと。

サ 感染症、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、火災、暴動その他実行委員会の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象などの不可抗力により業務を遂行することが困難になった際に、受託者に損害が生じることがあっても、実行委員会に対しその賠償を請求することができない。

#### シ 打合せ・協議

業務の方針、内容等について、必要に応じて実行委員会と打合せ・協議を行うこと。

#### ス 疑義

業務の遂行について疑義が生じた場合には、速やかに実行委員会と協議すること。

## 6 企画提案を求める項目等

雪まつり会場（大通会場）へのゲートウェイである札幌駅前通地下歩行空間について、以下の観点を盛り込み、来札観光客に対し、歓迎ムードを演出するとともに、雪まつりをはじめとする冬の札幌の魅力を発信し、リピーター化につながるよう、さっぽろ雪めぐり回廊 2016 の企画運営方法について事業提案を行うこと。

### (1) 業務の実施方針について

執行体制、実施方法、業務スケジュール、広報宣伝方法、出展料について示すこと。

### (2) 企画運営にかかる提案について

下記アを会場のコンセプトとし、イからクまでの観点についても盛り込むこと。

ア 世界に誇る「さっぽろ雪まつり」への導入となる高揚感や期待感を演出するとともに、札幌・北海道の冬の観光等の魅力を広く発信すること。

イ ウィンターアクティビティ及びウィンタースポーツの魅力を伝えること。

ウ 来場者参加体験型のイベントや仕組みづくりを行なうこと。

エ 新千歳空港国際線就航都市の魅力や札幌の特徴的な観光資源の魅力等を伝えること。

オ 外国人観光客も楽しめる工夫を行うこと。

カ 各ブースは単なる展示にとどまらず、通行者を楽しませるための工夫を盛り込むこと。なお、昨年度までの出展者からの出展希望のうち、会場のコンセプトに合致する出展者については、できる限り配慮すること。

キ 上記要素を加味したゾーニングを行い、ゾーンごとの特色を明確にすること。

ク 上記要素を加味したイベントのサブタイトルを設定すること。

### (3) 効果測定

ア 当該事業の有効性を測る成果指標を設定し、それぞれの設定目標を示すこと。

イ 成果指標の具体的な測定方法及び測定時期を示すこと。

ウ 当該事業に基づく波及効果の測定について提案がある場合は、波及効果の内容（指標）、測定方法、測定時期及び目標についても示すこと。

### (4) 事業経費

業務の実施に必要な経費の総額及び内訳を明らかにした見積を示すこと。

### (5) 提案にあたっての留意事項

ア 「札幌駅前通地下広場 利用規約」（別添）を順守すること。

イ 会場内の看板や印刷物の制作においては、会場コンセプトに基づく統一的なものとする。

ウ 飲食ブースを設ける場合は、裸火の使用禁止、会場内での調理の禁止、給排水設備の用意等の制限があるため、事前に実行委員会に確認すること。

エ 地下歩行空間という特性上、道路法、道路交通法、消防法等関係法の規制がかかることから、会場内のブース設営については、関係法規に適合する仕様とすること。

## 7 予算規模（契約限度額）

6,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※本業務について上記金額内での提案を募集するものであり、契約予定額ではありません。

※上記金額のほか、出展者からの出展料及び協賛企業等を募集する場合の協賛金を元に事業を行うこと。なお、出展者及び協賛企業を募る場合にあっては、事前に実行委員会と協議すること（5（1）の要件に反する出展者及び協賛企業は認められないので注意すること）。

## 8 参加資格要件

(1) 札幌市の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(2) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 札幌市競争入札参加停止措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止措置を受けていないこと。

## 9 参加手続きに関する事項

(1) 日程

ア 企画提案の公募開始

平成27年9月8日（火）

イ 説明会開催	平成 27 年 9 月 15 日 (火)
ウ 質問書の提出期限	平成 27 年 10 月 9 日 (金) ※
エ 質問書に対する回答	随時
オ 企画提案書等提出期限	平成 27 年 10 月 19 日 (月) ※
カ 参加資格の確認及び一次審査 (書類審査)	平成 27 年 10 月 23 日 (金) 【予定】
キ 二次審査 (ヒアリング)	平成 27 年 10 月 29 日 (木) 【予定】

※提出期限については、それぞれ期限日の 17 時必着とする。

## (2) 提出書類

下記の提出書類ア～エについて、企画提案書等提出期限 (10 月 19 日 (月) 17 時) までに実行委員会へ持参により提出すること。なお、提出された書類等は返却しない。提出部数はアについては 1 部、イからエについては各 10 部及び PDF 形式の電子媒体 (CD 又は DVD) 1 部とする。

ア さっぽろ雪めぐり回廊 2016 企画運営業務企画競争参加申込書 (様式 1)

イ 企画提案書 (様式自由 A4 縦・左綴じ・片面使用)

ウ 本業務と類似又は関連する業務のこれまでの実績 (様式自由 A4)

※札幌駅前通地下歩行空間でのイベント開催にかかる業務実績がある場合は、必ず記載すること。

エ 参考見積書 (様式自由 A4) ※出展料、協賛金等の額も含めて見積もること。

## (3) その他の留意事項

ア 申込書類の作成・提出に係る費用は申込者の負担とする。

イ 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。

ウ 提出のあった申込書類は返却しない。

エ 同一の申込者からの複数の企画提案書の提出は認めない。

オ 審査の公正を期すため、企画提案書には、会社名、住所、ロゴマークなど、プロポーザル参加者を特定できる表示を付さないこと。

## (4) 質問の受付及び回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の書面 (様式 2) に質問の要旨を簡潔に記入し、電子メールで送信するものとする。

ア 質問受付期限

平成 27 年 10 月 9 日 (金) 17 時まで

イ 質問に対する回答

実行委員会は、質問を受けた場合は質問者に随時回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、質問の内容を札幌市ホームページで公表する。

ウ 送付先電子メールアドレス

kanko@city.sapporo.jp

※メールのタイトルは「(団体名) (業務名) 質問書」とする。

## 10 選定方法

札幌市国内観光プロモーション実行委員会の構成団体等からなる「さっぽろ雪めぐり回廊 2016

企画運營業務企画競争実施委員会」の審査において、別紙「評価項目及び評価基準表」により総合的に審査し、最も優れた企画提案者（入選者）を選定する。

(1) 参加資格の確認及び一次審査

ア 参加資格については、「8 参加資格要件」に基づき確認を行う。

イ 一次審査においては、提出書類に基づき評価を行う。

ウ 参加資格の確認結果及び一次審査の結果は、確定後速やかに企画提案者全員に通知する。

エ 一次審査の通過者は5者程度とする。なお、企画提案者が少数の場合は、実施委員会委員長の決定により、一次審査を省略する場合がある。

(2) 二次審査

ア 一次審査を通過した企画提案者に対し、ヒアリングを実施する。

イ 出席者は総括責任者を含む最大3名までとする。

ウ ヒアリングは1企画提案者あたり約30分（提案説明20分、質疑10分）を想定し、個別に行う。

エ 二次審査においては、提出書類及びヒアリングに基づき評価を行う。

オ 企画提案者が1者の場合、二次審査において実施委員会が定める最低評価基準点（420点※総合得点の6割）を超えていれば入選者として選定する。

カ 実施委員会による採点が同点の場合、審査項目における「企画力及び独創性」の評価点の合計が高い者を入選者として選定する。なお、「企画力及び独創性の評価点」の合計も同点の場合はその企画提案者を対象としたくじ引きにより入選者を選定する。

(3) 委託相手方の選定及び契約について

本業務の委託については、原則として入選者を委託候補業者とする。実際の業務内容は、企画書に基づき、本市と被選考者による協議により決定する。企画書の内容すなわち実際の業務内容ではないことに留意すること。また、入選者が「8 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合、契約を締結しないことがある。入選者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。なお、契約については、札幌市契約規則を準用する。

(4) 選定結果の通知方法、結果に対する質問方法等

選定の結果は、11月上旬に企画提案者全員に対して文書により通知することとし、選定の結果に対する質問については、原則として、文書にて実行委員会に提出すること。

## 11 参加資格の喪失

企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあつては契約を締結するまで）の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

(1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき

(2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき

(3) 不正な利益を図る目的で評価委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき



## 12 失格事項

以下のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない者

## 13 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

## 14 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

## 15 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- (2) 実行委員会が本業務の実施に必要と認めるときは、企画案を実行委員会が利用（必要な改変を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 企画提案者は、実行委員会に対し、提案者が企画提案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、実行委員会に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

## 16 その他留意事項

- (1) 企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。
- (2) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加を認めない。
- (3) 実行委員会が提出した資料は、実行委員会の了解なく公表、使用することができない。

## 17 問合せ先

担 当 札幌市国内観光プロモーション実行委員会 莊司・札幌  
（札幌市観光文化局観光コンベンション部観光企画課内）  
住 所 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎2階  
電 話 011-211-2376  
F A X 011-218-5129  
メール kanko@city.sapporo.jp

別紙「評価項目及び評価基準表」〔委員1人あたり〕

評価項目	評価内容	係数	評価点
1 企画力及び独創性	・「6 企画提案を求める項目等」に記載された項目を満たしているか	4	20
	・提案内容は魅力的なものとなっているか ・提案内容に独創性の高い手法や取組が含まれているか	4	20
2 実現性及び有効性	・提案内容は実現性の高い内容となっているか	3	15
	・札幌市の観光振興に繋がる内容となっているか	3	15
3 効果・目標の妥当性	効果指標が適切であり、目標の設定が妥当であるか。	2	10
4 適正な実施体制及び業務実績	・業務を実施するのに適正な実施体制となっているか ・必要かつ十分な人員配置となっているか 過去に同様の業務・事業に取り組んだ実績があり、今回の業務を実施する上で実績が十分であるか	2	10
5 金額の妥当性	・業務内容に対して適正な経費算定となっているか ・出展者から徴収する出展料は適正か	2	10
		合計	100

※評価点は「評価基準点×係数」により求めるものとする。

評価基準点は、「5点：非常に優秀 4点：優秀 3点：普通 2点：やや劣る 1点：劣る」とする。